



平成 29 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 サイオステクノロジー株式会社 代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫 (コード番号3744 東証第二部) 問合せ先 常務執行役員 小林 徳太郎 電 話 03-6401-511

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年3月29日開催予定の当社第20回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)本日付の「会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約締結及び商号の変更に関するお知らせ」において開示のとおり、当社は、平成29年7月1日(予定)を効力発生日とする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)により、持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)を変更するものであります。当該定款変更につきましては、定款変更案附則第2条に、平成29年3月29日開催予定の当社第20回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に付議される吸収分割契約の承認の件が原案どおり承認可決されること及び本件吸収分割の効力が発生することを条件として、本件吸収分割の効力発生日に変更の効力が生じる旨の規定を設けることにより、同日をもって効力が発生するものとします。なお、定款変更案附則第2条につきましては、同第3条により、当該定款変更の効力発生日をもって削除されます。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 28 年 12 月 26 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を高め、監査体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。当該定款変更につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の 決議により行うことができる旨を定款変更案第43条(剰余金の配当等の決定機関)とし て新設及び現行定款第48条を変更するとともに、不要となる現行定款第10条及び第49 条を削除するものです。当該定款変更につきましては、本定時株主総会の終結の時をも って効力が発生するものとします。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更及び監査役の責任免除に関する経過措置に係る 附則第1条の新設等所要の変更並びに一部字句の修正を行うものであります。当該定款 変更につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日(定款第1条及び第2条を除く部分) 定款変更の効力発生日(定款第1条及び第2条)

平成29年3月29日(水)

平成29年3月29日(水)

平成29年7月1日(土)

以上

(下線は変更部分を示します。)

			(下線は変更部分を示します。)
	現行定款		変更案
	第1章 総則		第1章 総則
(商号)		(商号)	
第1条	当会社は、 <u>サイオステクノロジー</u>	第1条	当会社は、サイオス株式会社と称し、
	株式会社と称し、英文では、 <u>SIOS</u>		英文では、 <u>SIOS Corporation</u> と表示す
	<u>Technology,Inc.</u> と表示する。		る。
(H 111.)		(
(目的)	NEA HINN OF THE WAY OF THE PROPERTY OF THE PRO	(目的)	
第2条	当会社は、次の <u>事業を営む</u> ことを	第2条	当会社は、次の各号に掲げる事業を
	目的とする。		営む会社(外国会社を含む。)、組合(外
			国における組合に相当するものを含
			む。)、その他これに準ずる事業体の
			株式又は持分を所有することにより、
			当該会社等の事業活動を支配又は管
			<u>理する</u> ことを目的とする。
	(1)~(7)<条文省略>		(1)~(7)<現行どおり>
	(8) 前各号の事業に関連又は		<削除>
	付帯する一切の事業および出		
	資並びにこれらの事業を営む		
	国内および外国の会社、組合お		
	よびこれに相当する事業を営		
	む事業体の株式又は持分を所		
	有することによる当該会社等		
	の事業活動の支配、管理および		
	支援(当該会社等の経営管理お		
	よび事業運営に関する業務の		
	一部の受託を含む。)		
	<新設>		2 当会社は、前項各号及びこれに付
			帯又は関連する一切の事業を営む
			ことができる。

現行定款	変更案	
(本店の所在地)	(本店の所在地)	
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>	
(機関)	(機関)	
第4条 当会社は株主総会および取締役の	第4条 当会社は株主総会および取締役のほ	
ほか、次の機関を置く。	か、次の機関を置く。	
(1) 取締役会	(1) 取締役会	
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>	
_(3) 監査役会	<削除>	
(<u>4</u>)会計監査人	(<u>3</u>) 会計監査人	
(公告の方法)	(公告の方法)	
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>	
第2章 株式	第2章 株式	
第6条~第9条 <条文省略>	第6条~第9条 <現行どおり>	
(取締役会決議による自己株式の買受け) 第10条 当会社は、会社法第165条第2 項の規定により、取締役会の決議 をもって自己の株式を取得するこ とができる。	<削除>	
第 <u>1 1 条</u> ~第 <u>1 2</u> 条 <条文省略>	第 10条~第 11条 〈現行どおり〉	
第3章 株主総会	第3章 株主総会	
第 <u>1 3</u> 条~第 <u>1 9</u> 条 〈条文省略〉	第 12条~第 18条 〈現行どおり〉	
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会	
(員数)	(員数)	
第 20条 当会社の取締役は、8名以内とす	第 19条 当会社の取締役 (監査等委員である	
る。	取締役を除く。)は、8名以内とす	
	る。	
<新設>	2 当会社の監査等委員である取締役	
	は、5名以内とする。	

現行定款		変更案	
(選任方法)		(選任方法)	
第 2 1 条	取締役は、株主総会において選任	第 <u>20</u> 条	取締役は、監査等委員である取締役
	する。		とそれ以外の取締役とを区別して、
			株主総会において選任する。
2	<条文省略>	2	<現行どおり>
3	<条文省略>	3	<現行どおり>
(任期)		(任期)	
第 2 2 条	取締役の任期は、選任後1年以内	第 <u>2 1</u> 条	取締役 (監査等委員である取締役を
	に終了する事業年度のうち最終の		除く。)の任期は、選任後1年以内
	ものに関する定時株主総会終結の		に終了する事業年度のうち最終の
	時までとする。		ものに関する定時株主総会終結の
			時までとする。
2	増員または補欠として選任された		<削除>
	取締役の任期は、在任取締役の任		
	期の満了する時までとする。		
	<新設>	2	監査等委員である取締役の任期は、
			選任後2年以内に終了する事業年
			度のうち最終のものに関する定時
			株主総会の終結の時までとする。
	<新設>	3	任期の満了前に退任した監査等委
		_	員である取締役の補欠として選任
			された監査等委員である取締役の
			任期は、退任した監査等委員である
			取締役の任期の満了する時までと
			<u>する。</u>
	<新設>	4	会社法第329条第3項に基づき選任
			された補欠の監査等委員である取
			締役の選任決議が効力を有する期
			間は、選任後2年以内に終了する事
			業年度のうち最終のものに関する
			定時株主総会の開始の時までとす
			<u>る。</u>
/ 小 丰 晴 ý立 イル - ヘ ト ー ア シイル / ↓ 晴 √ ☆ イハ 、 \		(仏士氏の	:/ル ・ ト マ ピ / ル / ↓ 15 + / ☆ / / 11 . \
	役および役付取締役)		役および役付取締役)
第 2 3 条	<条文省略>	<u> 22</u> 余	<現行どおり>

現行定款

(取締役会の招集権者および議長)

第 2 4 条 <条文省略>

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに各取締役 および各監査 役に対して発する。ただし、緊急 の必要のあるときは、この期間を 短縮することができる。
 - 2 取締役 および監査役の 全員の同 意があるときは、招集の手続きを 経ないで取締役会を開くことがで きる。

(取締役会の決議方法)

第 2 6 条 <条文省略>

<新設>

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要 第27条 取締役会における議事の経過の要 領およびその結果その他法令に定 める事項については、これを議事 録に記載または記録し、出席した 取締役 および監査役 がこれに記 名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 <条文省略>

変更案

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 <現行どおり>

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日 前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要のあるときは、 この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで取締役会を 開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 2 5 条 < 現行どおり>

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13 第6項の規定により、その決議によ って重要な業務執行(同条第5項各 号に掲げる事項を除く。) の決定の 全部または一部を取締役に委任す ることができる。

(取締役会の議事録)

領およびその結果その他法令に定 める事項については、これを議事録 に記載または記録し、出席した取締 役がこれに記名押印または電子署 名する。

(取締役会規程)

第28条 <現行どおり>

(報酬等)	現行定款	(報酬等)	変更案
第29条	取締役の報酬、賞与その他の職務	第29条	取締役の報酬、賞与その他の職務執
第43末	執行の対価として当会社から受け	分 2 3 未	行の対価として当会社から受ける
	る財産上の利益 (以下「報酬等」		財産上の利益は、監査等委員である
	という。)は、株主総会の決議に		取締役とそれ以外の取締役とを区
	より定める。		別して、株主総会の決議により定め
			5.
(相談役お	よび顧問)	(相談役よ	3よび顧問)
第30条	<条文省略>	第30条	<現行どおり>
/# \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	T 14 6 114)	(# A+/B =	
	責任免除))責任免除)
第31条	<条文省略>	第31余	<現行どおり>
第5章	章 監査役および監査役会		<削除>
<u>,,,</u>			
(員数)			
第32条	当会社の監査役は、5名以内とす		<削除>
	<u>3.</u>		
/温 / 土 沙)		
(選任方法			✓ ¥11 ₹/> \
第33条	監査役は、株主総会において選任		<削除>
9	する。 監査役の選任決議は、議決権を行		
<u>Z</u>	使することができる株主の議決権		
	の3分の1以上を有する株主が出		
	席し、その議決権の過半数をもっ		
	<u> </u>		
(任期)			
第34条	監査役の任期は、選任後4年以内		<削除>
	に終了する事業年度のうち最終の		
	ものに関する定時株主総会終結の		
	時までとする。		
2	任期の満了前に退任した監査役の		
	補欠として選任された監査役の任		
	期は、退任した監査役の任期の満		
	了する時までとする。		

	現行定款	
	<i>>-147= 4</i> :	25.50
(常勤の監	查役)	
第35条	監査役会は、その決議により常勤	<削除>
	の監査役を選定する。	
/EL- 	0 177 H 77 hu)	
	の招集通知)	<削除>
男30余	<u>監査役会の招集通知は、会日3日</u> 前までに各監査役に対して発す	◇ 削除 ╱
	る。ただし、緊急の必要があると	
	きは、この期間を短縮することが	
	できる。	
2	監査役全員の同意があるときは、	
	招集の手続きを経ないで監査役会	
	 を開くことができる <u>。</u>	
	の決議方法)	
第37条	監査役会の決議は、法令に別段の	<削除>
	定めがある場合を除き、監査役の	
	<u>過半数で行う。</u>	
(監査役会	:の議事録)	
第38条	<u></u> 監査役会における議事の経過の要	<削除>
	領およびその結果その他法令に定	
	める事項については、これを議事	
	録に記載または記録し、出席した	
	監査役がこれに記名押印または電	
	子署名する。	
(監査役会		
第39条	監査役会に関する事項は、法令ま	<削除>
	たは本定款のほか、監査役会にお	
	いて定める監査役会規程による。	
(報酬等)	_	
第40条	監査役の報酬等は、株主総会の決	<削除>
	議により定める。	

	現行定款		変更案
(監査役の責任免除)			2 22 22/2
	当会社は、監査役(監査役であっ		<削除>
	た者を含む。)の会社法第423		
	条第1項の責任につき、善意でか		
	つ重大な過失がない場合は、取締		
	役会の決議によって、法令の定め		
	る限度額の範囲内で、その責任を		
	<u>免除することができる。</u>		
2	当会社は、会社法第 427 条第1項		
	の規定に基づき、監査役との間に、		
	会社法第 423 条第1項の損害賠償		
	責任を限定する契約を締結するこ		
	とができる。ただし、当該契約に 基づく責任の限度額は、法令の定		
	<u>歩つく貝任の限及領は、伝守の足</u> める額とする。		
	<u>の</u> る領とする。		
	<新設>		第5章 監査等委員会
	TO ITS A		<u> </u>
		(常勤の監	查等委員)
	<新設>	第32条	監査等委員会は、その決議により常
			勤の監査等委員を選定することが
			できる。
		(卧木丛禾	テラムの初集(予加)
	<新設>	第33条	<u>員会の招集通知)</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の
	\材 政 ╱	<u> おりり末</u>	3日前までに各監査等委員に対し
			て発する。ただし、緊急の必要があ
			るときは、この期間を短縮すること
			ができる。
		2	監査等委員全員の同意があるとき
		_	は、招集の手続きを経ないで監査等
			委員会を開くことができる。
			員会の決議方法)
	<新設>	第34条	監査等委員会の決議は、決議に加わ
			ることができる監査等委員の過半
			数が出席し、その過半数で行う。

(監査等委員会の職事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過 の要領およびその結果をの他法令 に定める事項については、これを議 事験に記載または記録し、出席した 監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会規程 による。 第6章 会計監査人 第42条~第43条 〈条文省略〉 第7章 執行役員 第44条~第46条 〈条文省略〉 第8章 計算 第44条~第46条 〈条文省略〉 第42条 〈現行どおり〉 第8章 計算 第44条 〈条文省略〉 第42条 〈現行どおり〉 第6章 計算 第44条 〈条文省略〉 第42条 〈現行どおり〉 (剩余金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (剩余金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (剩余金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (剩余金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (利余金の配当等の決定機関) 第55条第1項各号に定める事項については、法令に別該の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剩余金の配当の基準日) 第44条 〈現行どおり〉 (利金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (利金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (利金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (利金の配当等の決定機関) 第45条 (現行どおり〉 (利金の配当等の決定機関)	現行定款	変更案
		(監査等委員会の議事録)
(監査等委員がこれに記条比別を 事録に記載または記録し、出席した 監査等委員がこれに記名押印また は電子署名する。 (監査等委員会規程)	<新設>	第35条 監査等委員会における議事の経過
事験に記載または記録し、出席した 監査等委員がこれに記名押印また は電子署名する。		<u>の要領およびその結果その他法令</u>
監査等委員がこれに記名押印また 位電子署名する。 (監査等委員会規理) 第36条 監査等委員会規理) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定勲のほか、監査等委員会規程 による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第39条~第41条 <現行どおり> 第8章 計算 第8章 計算 第8章 計算 第8章 計算 第42条 <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) 第42条 <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第49条第1項各号に定める事項については、法令に別股の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (割未配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 第44条 《現行どおり> (利余金の配当等の法定の正式の主とができる。 (割木配当の基準日) 第44条 《現行どおり> (利余金の配当等の法定の正式の主を解码会の決議によって定めることができる。 (割木配当の基準日) 第44条 《現行どおり> 第44条 《現行どおり> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 第44条 《現行どおり 第44条 《現代とおり 《現代とおり 第44条 《現代とおり 《現代とおり 第44条 《現代とおり 《現代とおり 《現代とおり 《現代とおり 《現代とおり 《現代とおり 《現代とおり 《現代とおり 《現代と記述と述的 《現代と記述的 《現代とおり 《現代とおり 《現代とおり 《記述的 《現代と記述的 《現代と記述的 《現代と記述的 《現代と記述的 《現代と記述的 《現代と述的 《現代と記述的 《現代と述的 《知代と述的 《現代と述的 《現代と述的 《現代と述的 《現代と述的 《現代と述的 《現代		に定める事項については、これを議
大田子署名する。 (監査等委員会規題) 第3.6条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会規程 による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第3.9条~第.41条 <現行どおり> 第8章 計算 第8章 計算 第8章 計算 (事業年度) 第4.7条 <条文省略> 第4.2条 <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) 第4.3条 当会社は、剰余金の配当等会社法第4.3条 当会社は、剰余金の配当等会社法第4.3条 当会社は、剰余金の配当等会社法第4.3条 当会社に、則会の企配当等会社法第4.3条 当会社に、即会の企配当等会社法第4.3条 当会社に、即会の企成がある場合を除さ、取締役会の決議によって定めることができる。 (利余金の配当の基準日) 第4.8条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <現行どおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <現行どおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <現行どおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <現行どおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <月行どおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <月行どおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <月びおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <月びおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <月びおり> (利余金の配当の基準日) 第4.4条 <月びおり> 日本の中間配当の基準日は、毎年		事録に記載または記録し、出席した
(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会 において定める監査等委員会 において定める監査等委員会規程 による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第7章 執行役員 第44条~第46条 〈条文省略〉 第8章 計算 第9条~第41条 〈現行どおり〉 第8章 計算 第44条~第46条 〈条文省略〉 第42条 〈現行どおり〉 (利余金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、剩余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 〈新設〉 (割余金の配当の基準日) 第44条 〈現行どおり〉 (利余金の配当の基準日) 第44条 〈現行どおり〉		
(新設> 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会規程 による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第37条~第38条 〈現行どおり〉 第7章 執行役員 第39条~第41条 〈現行どおり〉 第8章 計算 (事業年度) 第47条 〈条文省略〉 第42条 〈現行どおり〉 (利金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、利金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって 定めることができる。 (期末配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 年12月31日とする。 〈新設〉 (利金の配当の基準日) 第44条 〈現行どおり〉		は電子署名する。
(新設> 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会規程 による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第37条~第38条 〈現行どおり〉 第7章 執行役員 第39条~第41条 〈現行どおり〉 第8章 計算 (事業年度) 第47条 〈条文省略〉 第42条 〈現行どおり〉 (利金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、利金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって 定めることができる。 (期末配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 年12月31日とする。 〈新設〉 (利金の配当の基準日) 第44条 〈現行どおり〉		
第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第42条~第43条 <条文省略> 第37条~第38条 <現行どおり> 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第44条~第46条 <条文省略> 第39条~第41条 <現行どおり> 第8章 計算 第8章 計算 (事業年度) (事業年度) 第47条 <条文省略> 第42条 <現行どおり> (事業年度) 第42条 <現行どおり> (事業年度) 第43条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	, trans	
において定める監査等委員会規程 による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第42条~第43条 <条文省略 > 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第44条~第46条 <条文省略 > 第8章 計算 第8章 計算 第8章 計算 第8章 計算 第47条 《条文省略 > 第42条 <現行どおり > (利金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、利余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別股の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (利金の配当の基準日) 第44条 <現行どおり > 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	< 新設 >	
による。 による。 による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第42条~第43条 <条文省略> 第37条~第38条 <現行どおり> 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第7章 執行役員 第44条~第46条 <条文省略> 第39条~第41条 <現行どおり> 第8章 計算 第8章 計算 第8章 計算 第47条 《条文省略> 第42条 <現行どおり> (剩余金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、剩余金の配当等会社法第合を除き、取締役会の決議によってには、法令に別股の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (利余金の配当の基準日) 第44条 《現行どおり> 第44条 《現行どおり> 第44条 《現行どおり> 第44条 《現行どおり> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年		
第 4 2 条 ~ 第 4 3 条 〈条文省略〉 第 7 章 執行役員 第 7 章 執行役員 第 4 4 条 ~ 第 4 6 条 〈条文省略〉 第 8 章 計算 第 8 章 計算 第 8 章 計算 第 8 章 計算 第 4 7 条 〈条文省略〉 第 4 2 条 〈現行どおり〉 (剩余金の配当等の決定機関) 第 4 3 条 当会社は、剩余金の配当等会社法第 4 5 9 条 第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (利未配当の基準日) 第 4 8 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12 月 31 日とする。 〈新設〉 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年		
第 4 2 条 ~ 第 4 3 条 〈条文省略〉 第 7 章 執行役員 第 7 章 執行役員 第 4 4 条 ~ 第 4 6 条 〈条文省略〉 第 8 章 計算 第 8 章 計算 第 8 章 計算 第 8 章 計算 第 4 7 条 〈条文省略〉 第 4 2 条 〈現行どおり〉 (剩余金の配当等の決定機関) 第 4 3 条 当会社は、剩余金の配当等会社法第 4 5 9 条 第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (利未配当の基準日) 第 4 8 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12 月 31 日とする。 〈新設〉 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	かっ去 人引形木 1	你 c 幸
第7章 執行役員 第44条~第46条 <条文省略> 第8章 計算 第8章 計算 (事業年度) 第47条 <条文省略> (事業年度) 第47条 <条文省略> (事業年度) 第47条 <条文省略> (利金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、利金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (利金の配当等の決定機関) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (利金の配当の基準日) 第44条 <現行どおり> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	男 6 早 会計監査人 	界 6 早 一 会計監査人
第 4 4 条 ~ 第 4 6 条 < 条文省略> 第 3 9 条 ~ 第 4 1 条 < 現行どおり> 第 8 章 計算 第 8 章 計算 (事業年度) (事業年度) 第 4 7 条 < 条文省略> (剰余金の配当等の決定機関) (利余金の配当等の決定機関) 第 4 3 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) (剰余金の配当等の決定機関) 第 4 8 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年年12 月 31 日とする。 (利余金の配当等の決定機関) 第 4 4 条 (現行どおり) (利余金の配当の基準日) 第 4 4 条 (現行どおり) (現行どおり) 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	第 <u>4 2</u> 条~第 <u>4 3</u> 条 <条文省略>	第 <u>3 7</u> 条〜第 <u>3 8</u> 条 〈現行どおり〉
第8章 計算 (事業年度) 第47条 〈条文省略〉 (事業年度) 第42条 〈現行どおり〉 (剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 〈新設〉 第44条 〈現行どおり〉 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	第7章 執行役員	第7章 執行役員
(事業年度) 第 4 7条 〈条文省略〉 (事業年度) 第 4 2条 〈現行どおり〉 (剰余金の配当等の決定機関) 第 4 3条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) 第 4 8条 当会社の期末配当の基準日は、毎年年12月31日とする。 〈新設〉 (事業年度) 第 4 2条 〈現行どおり〉 (利余金の配当等の決定機関) 第 4 3条 当会社に、利余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (利余金の配当の基準日) 第 4 4条 〈現行どおり〉 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	第 4 4 条~第 4 6 条 〈条文省略〉	第 <u>3 9</u> 条〜第 <u>4 1</u> 条 〈現行どおり〉
第47条 < 条文省略> 第42条 < 現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) (剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) (利余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (利余金の配当の基準日) 第44条 < 現行どおり> 第44条 < 現行どおり> (新設> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	第8章 計算	第8章 計算
(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) (剰余金の配当等の決定機関) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年年日は、毎年年日2月31日とする。 (新設> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	(事業年度)	(事業年度)
(期末配当の基準日) (剰余金の 配当の基準日) (利金の (利金の 配当の基準日) (利金の (利金の <td< th=""><th>第 <u>4 7</u>条</th><th>第 4 2 条 〈現行どおり〉</th></td<>	第 <u>4 7</u> 条	第 4 2 条 〈現行どおり〉
459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (期末配当の基準日) (剰余金の配当の基準日) 第 4 8 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12 月 31 日とする。 (利令というとはおり) (新設) 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年		(剰余金の配当等の決定機関)
(期末配当の基準日) (剰余金の配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (利余金の配当の基準日) 第44条 <現行どおり> 412月31日とする。 (利金社の中間配当の基準日は、毎年	<新設>	第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第
(期末配当の基準日) (剰余金の配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (利余金の配当の基準日) 第44条 (利行どおり> (新設> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年		459 条第1項各号に定める事項につ
定めることができる。 (期末配当の基準日) (剰余金の配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 第44条 <現行どおり> 年12月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年		
(期末配当の基準日) (剰余金の配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 第44条 < 現行どおり> (新設> 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年		
第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 第44条 <現行どおり> 年12月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年		<u>たいるしこい (さる。</u>
年 12 月 31 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年	(<u>期末</u> 配当の基準日)	(剰余金の 配当の基準日)
<新設> <u>2</u> 当会社の中間配当の基準日は、毎年	第 48条 当会社の期末配当の基準日は、毎	第 <u>4 4</u> 条
	年 12 月 31 日とする。	
6 月 30 日とする	<新設>	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年
0 /1 00 H C 7 · 00		6月30日とする。

現行定款	変更案
<新設>	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余
	金の配当をすることができる。
(中間配当の基準日)	
第49条 当会社は、取締役会の決議により、	<削除>
毎年 6 月 30 日を基準日として中	
間配当を行うことができる。	
(配当財産の除斥期間)	(配当財産の除斥期間)
第 <u>5 0</u> 条 《条文省略》	第 <u>4 5</u> 条 <現行どおり>
<新設>	<u>附則</u>
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
 	<u>(温量及の質量光線に関する経過報量)</u> 第1条 当会社は、監査等委員会設置会社移行
\N\I UX \	前の監査役(監査役であった者を含
	む。)の、任務を怠ったことによる損害
	賠償責任を、法令の限度において、取
	締役会の決議によって免除することが
	できる。
	(効力発生日)
<新設>	第2条 第1条 (商号)、第2条 (目的) の変更
	は、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の当
	社定時株主総会に付議される吸収分割
	契約の承認の件が原案どおり承認可決
	されること及び上記吸収分割契約に基
	づく吸収分割の効力が発生することを
	条件として、当該吸収分割の効力発生
	日に効力が発生するものとする。
	第3条 附則第2条及び本条は、前条に係る定
	第3条 附則第2条及び本条は、前条に係る定 款変更の効力発生日を以て削除する。
	<u> </u>

以上